

## 【連結財務書類 注記事項】

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 原材料、商品等……………総平均法による低価法

##### ② 販売用土地……………地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号 に掲げる方法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 13 年～50 年

工作物 10年～50年

物品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3か月を超える連結対象団体（会計）については仮決算を行っています。

2 重要な後発事象

(1) 組織・機構の大幅な変更

平成30年4月1日の機構改革により、防災企画室、幼児教育室を新設するため、組織が再編されます。

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
農業集落排水事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
公共下水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
簡易水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
和歌山県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	非常勤公務災害補償事業：3.73% 議員公務災害補償事業：3.61% 学校医公務災害補償事業：2.01%
和歌山県地方税回収機構	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.09%
田辺周辺広域市町村組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	9.59%
御坊日高老人福祉施設事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計：13.75% 特別会計：39.90%
田辺市周辺衛生施設事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.23%
和歌山県住宅新築等貸付金	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.19%

回収管理組合			
日高広域消防事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	24.5%
和歌山県後期高齢者医療高 域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	一般会計：1.58% 特別会計：1.22%
紀南環境広域施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.94%
公立紀南病院組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.33%
みなべ町開発公社	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。

- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

- ③ 第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

## (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

## (3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## (4) 売却可能資産の範囲の範囲及び内訳は、次のとおりです。

### ア 範囲

公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）とします。

### イ 内訳

事業用資産 126 百万円

土地 126 百万円

平成 30 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。